

人権と21世紀に向けて⑨

地域改善対策協議会

「意見具申」

一九九六年五月、地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」という「意見具申」を政府に提出しました。この協議会は、同和問題の解決を目指すために、国が設置したものです。

一九六五年の同対策審答申を受けて制定された同対策事業特別措置法以来約三十年、同和問題の解決を目指す取り組みが、行政・市民ともになされてきました。その成果や同和地区の実態、国民の意識などを把握するため、政府が一九九三年度同和地区実態把握調査を行いました。

地域改善対策協議会は、この調査結果に基づいて現状を分析し、これから取り組まなければならない課題について整理し、政府に対して同和問題を早く解決するためにさまざまな施策を進めていくよう意見具申したものです。

この中では、同和問題の解決は、「国の責務であり、国民的課題である」という同対策審答申の精神をふま

え、これからも「国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが主体的に努力していかなければならない」との基本的な認識が示されています。そして、これまでの諸施策により、同和地区の生活環境など物的整備は

ほぼ終わり、地区内外の較差は大きく改善されているという成果は見られるものの、差別意識の解消、人権侵害による被害の救済、教育・就労・産業面での較差を是正することなどが、これからの重要な課題であると述べています。

また、これからの方向として、特に次のことを重要施策にしていくよう具申しています。

- ①差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- ②人権侵害による被害の救済などの対応の充実・強化

前回まで述べてきました「人権擁護推進法」などは、この地域改善対策協議会の「意見具申」を受けて策定されているのです。

同和対策関係の歩み

